

基安発 0120 第 1 号  
平成 27 年 1 月 20 日

一般社団法人全国木材組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害対策の推進について（協力要請）

—「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」による転倒災害の防止—

平成 26 年の労働災害については、上半期時点で大幅な増加となったことから、昨年 8 月に関係業界団体の皆様に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」をさせていただいたところです。その結果、皆様方の御協力も得て、労働災害の増加に一定の歯止めをかけることができましたが、12 月末現在の速報値では、前年同期と比較して、死亡災害が 1.5% の増加、休業 4 日以上の死傷災害（以下「死傷災害」といいます。）が 0.9% の増加となり、残念ながら前年を上回っています。

また、平成 25 年度にスタートした第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」といいます。）におきましては、平成 29 年時点で労働災害発生件数を平成 24 年実績よりも 15% 以上減少させることを目標としておりますが、2 年経過時点で死亡災害が 4 % の減少、死傷災害が 1 % の減少に留まり、残り 3 年間での目標達成が危ぶまれる状況になっています。

12 次防の中間年に当たる本年は、労働災害の大幅な削減に向けた対策を一層積極的に展開する必要があります。

このため、厚生労働省におきましては、死傷災害発生件数の 2 割以上（23,729 人・平成 26 年 12 月末時点速報値）を占め、近年増加傾向にある「転倒災害」に着目し、労働災害防止団体とともに「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（別添）を主唱して、各事業場における転倒災害防止対策の展開を図ることといたしました。

労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の重要性はますます高まっております。貴団体におかれましても、安心して働く職場環境の実現に向けて、傘下の会員事業場に対し、上記プロジェクトを周知いただくとともに趣旨をご理解の上、取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

報道関係者 各位

平成 27 年 1 月 20 日

【照会先】

労働基準局安全衛生部安全課

課長

田中 敏章

主任中央産業安全専門官 木口 昌子

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5481)

(直通電話) 03(3595)3225

## 「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を開始します

～休業4日以上の労働災害で最も多い「転倒災害」防止を目指し、2月と6月を重点取組期間に設定～

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、本日から「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を開始します。

昨年は、記録的な大雪により、2月の転倒災害の発生件数が大幅に増加しました。今年もすでに多くの地域が大雪に見舞われています。

また、高年齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

このプロジェクトでは、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働く職場環境の実現を目指します。

### 1 転倒による労働災害の状況

仕事中の転倒が原因で4日以上仕事を休んだ方は25,878人（平成25年）で、休業4日以上の労働災害全体の22%を占め、平成20年（24,792人・19%）と比較して、人数、割合ともに拡大。平成26年（12月末日現在速報値）も、前年同期と比較して3.5%増加。

また、第三次産業では、労働災害全体の30%前後を転倒が占めている。製造業や建設業では割合は低いものの、その増加率は他の事故と比較して高くなっている。

### 2 プロジェクトの主な取組

#### （1）業界団体などに対する職場の総点検の要請

関係業界団体など（約260団体）に対して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で転倒災害の防止に向けた職場の総点検を要請します。

#### （2）都道府県労働局、労働基準監督署による指導

2月、6月を重点取組期間に設定し、事業場に対して安全委員会などにおける転倒災害防止対策の検討やチェックリストを活用した職場巡視、点検の実施を指導します。

### (3) S T O P ! 転倒災害特設サイトの開設

厚生労働省のホームページ（職場のあんぜんサイト）内に、「S T O P ! 転倒災害プロジェクト 2015」特設サイトを開設します。このサイトには以下のような情報を持載し、事業場の転倒災害防止対策を推進します。

- 転倒災害を防ぐための対策や好事例の紹介
- 転倒防止に有益な保護具などの紹介
- 転倒災害の知識を養うためのセミナー、教育用教材の紹介

#### 「STOP ! 転倒災害プロジェクト 2015」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

### (4) 労働災害防止団体などによる支援

中央労働災害防止協会をはじめとした労働災害防止団体などでは、このプロジェクトの推進に役立つ情報の発信、セミナーなどの開催、専門家による安全衛生指導などを行います。

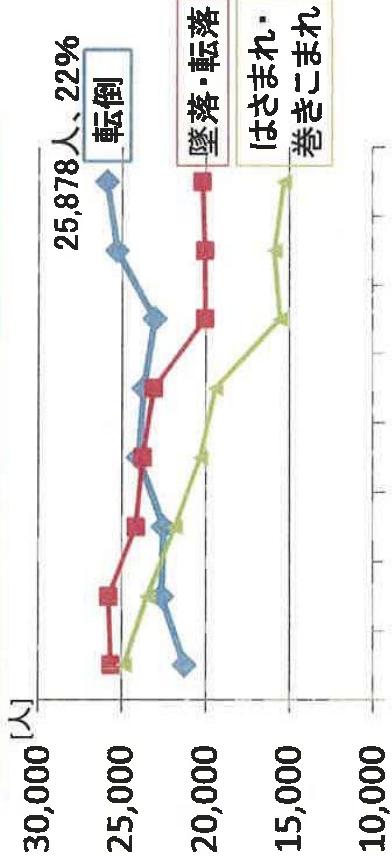
詳しい内容は、(3) の特設サイトなどを通じて随時お知らせします。

#### 【別添資料】

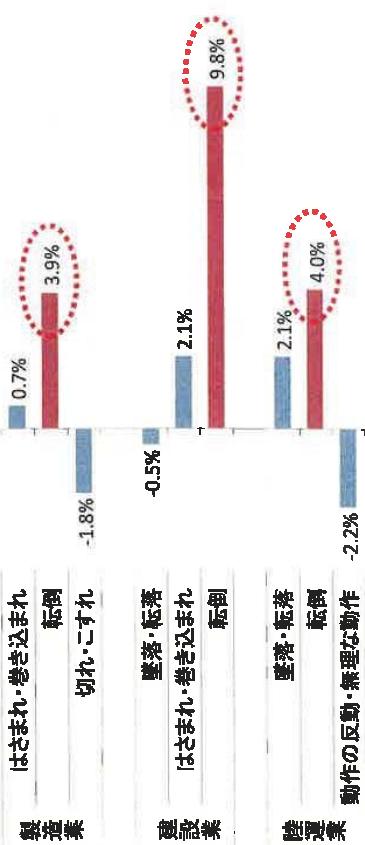
1. 転倒災害の発生状況
2. S T O P ! 転倒災害プロジェクト 2015 の概要
3. S T O P ! 転倒災害プロジェクト 2015 実施要綱

# 転倒災害の発生状況

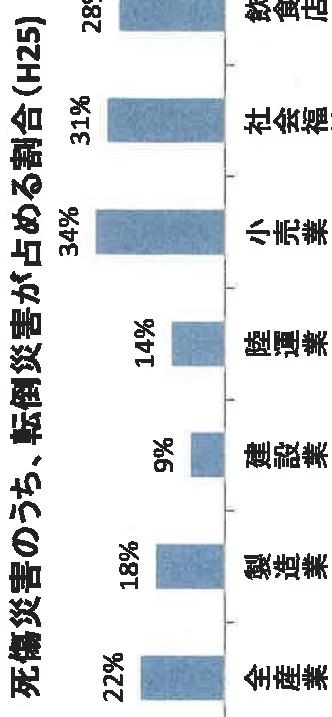
主要な事故の型の中で、転倒災害が増加中



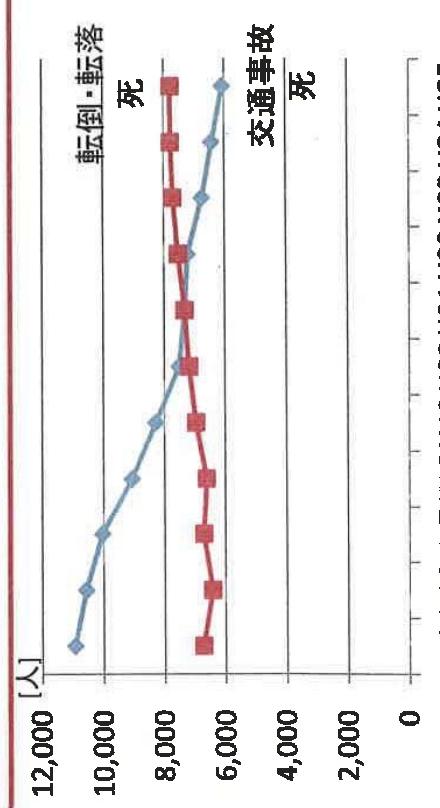
安全衛生活動が活発な業種でも、転倒災害は増加  
死傷災害の前年同期からの増減状況  
(平成25年12月末日現在速報値)



転倒災害は、第三次産業で高い割合



出典:労働者死傷病報告



日常生活でも、転倒・転落災害死は交通事故死よりも多い  
出典:労働者死傷病報告

出典:人口動態統計

# STOP ! 転倒災害プロジェクト2015

## 趣 旨

転倒災害は休業4日以上の死傷災害の2割以上を占め災害の種類の中では最も件数が多い。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合にその災害の程度が重くなる傾向にある。今後、労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれることから、事業場における転倒災害防止対策の徹底により、安心して働く職場環境を実現する。

## 期 間

平成27年1月20日から12月31日まで  
(転倒災害が多発する2月と、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。)

期 間	主 唱 者	実 施 者	各 事 業 場
	厚生労働省	労働災害防止団体	<p>【主な転倒防止対策】</p> <p>① 段差・継ぎ目等の解消、4Sの徹底(床面の油汚れや水濡れ、障害物の除去)</p> <p>② 照度の確保、危険箇所の表示等の「見える化」の推進</p> <p>③ 安全な歩き方、作業方法の推進</p> <p>④ 作業内容に適した保護具の着用の推進</p> <p>【冬季における転倒災害防止対策】</p> <p>⑤ 気象情報を活用したリスクの低減、危険マップの作成等</p>

## S T O P ! 転倒災害プロジェクト2015実施要綱

### 1 趣旨

平成26年の労働災害は、上半期時点で大幅な増加となったことから、昨年8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行う等、各種対策を推進したところであるが、結果的に死亡災害、死傷災害ともに前年を下回るには至っていない。このような状況では、平成25年にスタートした第12次労働災害防止計画の目標を達成することは困難である。

このため、計画中間年を迎える平成27年においては、休業4日以上の死傷災害の2割以上と、最も件数の多い転倒災害に着目することとした。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合は、その災害の程度が重くなる傾向にあるため、今後、労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底を図ることは極めて重要と考えられる。

本プロジェクトは、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講ずることにより、職場の安全意識を高め、安心して働く職場環境を実現することを目的として実施するものである。

### 2 期間

平成27年1月20日から12月31日までとする。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、昨年積雪や凍結による転倒災害が多発した2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 4 実施者

各事業場

### 5 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であり、適切な対策を講ずる前提として、事業者の理解を促し、安全意識を浸透させていく必要があるため、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを活かして、以下の対策を展開する。

#### (1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
  - ② 転倒災害防止対策に有益な情報等を集めた特設サイトの開設
    - (i) 効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）
    - (ii) 転倒災害防止対策に有益な保護具等の紹介
    - (iii) 転倒災害防止対策に資するセミナー等の案内
    - (iv) 積雪、凍結期等の対策
  - ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
  - ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導
- (2) 各労働災害防止団体の実施事項
- ① 会員事業場等への周知啓発
  - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
  - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
  - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
  - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

## 6 実施者の実施事項

- (1) 重点取組期間に実施する事項
- ① 2月の実施事項
    - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
    - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発
  - ② 6月の実施事項
    - 職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、縫ぎ目等の解消
  - ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
  - ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
  - ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
  - ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
  - ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
  - ⑧ 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

- ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し